

小地域福祉活動（おおなん流）推進事業実施要綱

1、目的

いま、地域では孤立する高齢者や、子どもの引きこもり問題などさまざまな地域課題が生まれており、その背景には少子・高齢化とともに核家族化や過疎化の進行による近隣関係の希薄化や地域の福祉力の低下があげられています。

ひとり暮らしの高齢者の孤独死などのない社会、子どもからお年寄りまで地域連帯にあふれた潤いのある地域社会づくりを進めるためには、地域福祉に対する住民の意識啓発、そして高齢者等にとって、身近な近隣住民による支援活動の展開こそが、これから最も大切になっていきます。

そこで、地域（地区社協、自治会等）における福祉活動や健康を守り高めあう活動の推進を図り、「みんなで支えあい 笑顔で安心して暮らせる 地域づくり」を目指すことを目的として社会福祉協議会は地域での小地域活動を支援します。

2、活動の推進

(1) 助成団体は、関係機関、団体等との連携を図り福祉活動を推進します。

(2) 社会福祉協議会は、この活動を推進するため次の事業を行います。

- ①助成団体が活動に必要とする関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- ②活動の普及に必要な情報提供に関すること。
- ③活動への支援及び助成。

3、活動の実施主体および実践地域

(1) 実施主体

この活動の実施主体は、地区社協、自治会、団体など

(2) 実践地域

この活動の実践地域は原則、地区（公民館）及び自治会をエリアとするが事業内容によって複数の集落等が合同で活動を実践することは差し支えありません。

4、実践活動内容

(1) 交流活動

①集いの場づくり（年間2～3回）

高齢者や障がい者等との会食会、茶話会、交流会 孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者、障がい者との触れ合いを深めたり、仲間づくりを進めるために、会食会、あるいは茶話会を実施し、暖かい人間関係をつくっていきます。一品持ち寄り会食会などもあげられます。

②地域住民と子どもの集い（年間2～3回）

地域住民と子どもとの交流を通じて、お年寄りの生きがいづくりと子どもに

福祉の心を育んでいきます。

③ふれあいサロン

公民館や自治会館等の施設を利用して、お年寄りや地域の方々と世代間・世帯間交流を図り仲間づくりの場として、みんなが気軽に集まれるような「ふれあいサロン」を実施します。

(2) 在宅福祉サービス活動（無償・有償ボランティア活動）

①見守り・声かけ・訪問活動

地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者宅を近隣住民が定期的に訪問し、交流を深めるとともに、日常生活上の相談、安否の確認等を行い、日常生活を支えていきます。

②除排雪活動

若い人たちを中心とした除排雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等を対象に除雪活動を実施し、冬を安心して地域で生活できるようにします。

③生活支援サービス活動

地域における生活・福祉課題の解決を図るため、高齢者をはじめとする住民の生活支援サービスの研究及び開発、活動団体の立ち上げ又は拡充を図り、活力ある地域づくりを推進します。

(3) ネットワークづくり（助け合い体制整備）

①小地域たすけあいチームづくり

地区社協、自治会等の役員、民生委員、近隣の人たちがメンバーになり、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等が安心して生活していくため、たすけあいチームづくりをします。

②緊急時の連絡網づくり

地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の緊急時に対応するための、連絡網をつくります。

③命のバトンサポートづくり

ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等に常備している「命のバトン」の定期的な更新のための、サポート体制をつくります。

④災害図上訓練

災害発生時を想定した図上訓練を実施して、いざという時の要援護者の避難誘導について研修していきます。

※具体的事例としては以上のようなものがありますが、実践にあたっては、社会福祉協議会、民生委員等の社会資源を有効に活用して下さい。

ほかにも多くの活動が考えられますので、この事例にこだわることなく地域の実情を反映した福祉活動を進めて下さい。

5、留意事項

- ①既存の事業であっても、本活動の主旨を盛り込んで実施する事業であること。ただし、老人クラブ等への助成や金品の贈呈のみの事業は除いて下さい。事業は毎年継続的に実施される事業であり、活動を行うための基盤整備や組織化が見込まれる事業をお願いします。

6、活動費の助成

- (1) 社会福祉協議会は、本事業の主旨を盛り込んだ事業を实践する地区社協及び自治会等に対し、予算の範囲内で活動費の助成を行います。希望が多い場合は本事業推進委員会（地域福祉部会）において協議します。
- (2) 指定地区は、毎年3地区とします。
- (3) 活動費の助成限度額は、1団体 200,000円 とします。
- (4) 本事業は、年度内に完了して下さい。

7、事業助成申請

助成金交付申請書（様式1）、事業実施計画書（様式2）予算書（様式3）を社会福祉協議会に提出して下さい。

8、事業助成交付決定

社会福祉協議会は、助成交付申請を受理し協議した後、助成額を決定し通知します。

9、事業活動報告

事業を実施した町内会は、事業終了後、活動報告書（様式6・7号）を社会福祉協議会に提出して下さい。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。